

## 習志野市農業委員会総会議事録

令和5年第3回習志野市農業委員会総会は令和5年3月7日（火曜日）に習志野市役所2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分
2. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席1名（網掛け）

（委員氏名）

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	
会長 三代川 彦博	会長職務代理者 村山 茂男	

3. 議事録署名人 5番 櫻井 茂雄・6番 三代川 和彦

4. 総会に付した議件

議案第 1 号 生産緑地のあっせん結果について  
議案第 2 号 生産緑地のあっせんについて  
議案第 3 号 令和5年度習志野市農用地利用集積計画第1号（案）について  
議案第4-1号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第4-2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 報告案件

報告第 1 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について  
報告第 2 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について  
報告第 3 号 転用事実確認証明書の交付について  
報告第 4 号 農地法施行規則第29条第1号に関する届出書について  
報告第 5 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

6. 議案審議結果

上 程 5件 承認 5件

7. 閉会時間 午前9時40分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より令和5年第3回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会総会を開催するに当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じて、総会を開催いたします。</p> <p>これまでどおり、出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間を軽減してまいりますので、ご理解願います。</p> <p>本日は、3番、江口勝洋委員から欠席される旨のご連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名のうち15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、習志野市農業委員会会議規則第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>5番、櫻井 茂雄委員、6番、三代川 和彦委員、兩名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は5件、報告件数は5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市鷺沼二丁目にある農地1筆であり、面積は854平方メートルであります。</p> <p>申請者は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>この度、対象となりました生産緑地につきましては、令和5年2月7日開催の令和5年第2回総会において、皆様方に生産緑地の所在地や買取り希望額等を情報提供させていただきました。</p> <p>本日は、地域の農業従事者で、当該生産緑地の購入を希望された方がいらっしまったのか、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>なお、本日のあっせん結果は、総会後に市長に対し回答いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>本件は、対象となった生産緑地の買取り希望を確認するため、先月の総会にて、情報提供させていただいた案件でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>早速ですが、地域の方から、対象地を購入しようとお考えになった方はおられましたか、よろしいでしょうか。</p> <p>特段、購入希望を示された方はいなかったということで良いでしょうか。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>それでは、議案第1号、「生産緑地のあっせん結果について」は、購入希望者無しと、市長に対し回答することといたします。</p> <p>事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>続いて、議案第2号、「生産緑地のあっせんについて」を議題といたします。それでは、事務局は議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第2号は、生産緑地のあっせんについてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市本大久保五丁目にある農地2筆であり、合計面積は1,437平方メートルであります。</p> <p>申請者及び買い取り希望額は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>対象地である生産緑地につきましては、平成4年11月に生産緑地地区として指定され、指定の日から起算して30年を経過したことから、生産緑地法第10条の規定に基づき、令和5年1月16日付けにて、所有者より市に対して生産緑地の買い取り申出がなされましたが、市及び他の公共団体等において買い取り希望はありませんでした。</p> <p>よって、同法第13条に基づき、農業に従事することを希望する者が、これを取 得できるようにあっせんに努める必要があることから、農業委員会及びJA千葉 みらい習志野支店にあっせんが依頼されたものです。</p> <p>対象地は、添付の案内図のとおりであります。</p> <p>皆様におかれましては、地域の農業者に対しまして、案内図や面積、買い取り 希望額をお伝えいただく中で、買い取り希望の有無をご確認くださいませ ようお願いいたします。</p> <p>次回の令和5年第4回総会にて、皆様より、あっせん結果の報告をお伺いいた します。</p> <p>議案説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局ありがとうございました。</p> <p>本件は、議案第1号議案と同様に、30年間という長い年月を生産緑地として利活用していただき、買い取り申し出に至った事案です。</p>

議 長	<p>ただ今の説明について、ご質問のある方は、挙手願います。 よろしいでしょうか。</p> <p>ご意見・ご質問等が無ければ、委員の皆様は、地域に持ち帰り、生産緑地の購入を希望された方がいるか、確認いただき、次回の4月総会であっせん結果の報告を求めさせていただきます。 よろしく願いいたします。</p> <p>次に移ります。 議案第3号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について」を議題といたします。 それでは、事務局より、議案第3号の説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第3号、令和5年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より農用地利用集積計画第1号(案)の適否の依頼があったので、計画案のとおり決定することについて、審議を求める。 令和5年3月7日提出。 1番、申請地は、実籾二丁目の農地1筆であり、面積は2,684平方メートルであります。 2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間であります。 3番、申請者住所、氏名は記載のとおりであります。 説明については、以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 続けて、議案の詳細説明をお願いします。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、説明ありがとうございました。 休憩前に戻り、会議を開きます。 それでは、日々の状況を確認させていただきます。 実籾地区の農業委員であります飯生正己委員、申請者の耕作状況等はいかがでしょうか。</p>

<p>飯生委員</p>	<p>はい。一生懸命、耕作される方ですので、非常に良いことだと思います。大丈夫だと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございます。 同じく実籾地区の農業委員であります渡邊 幸枝委員、いかがでしょうか。</p>
<p>渡邊(幸)委員</p>	<p>はい。日頃から営農状況を拝見しておりますが、頑張っているから、私も見習なさいいけないと思っています。 今後も頑張ってくださいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。ありがとうございました。 同じく実籾地区の農業委員である櫻井 茂雄委員、ご意見などありますでしょうか。</p>
<p>櫻井委員</p>	<p>はい。私もお会いして挨拶を交わします。 しょいか～ごやスーパーなどに出荷されているとのこと。 また、現地もキレイに耕作されているので、何ら問題は無いと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 現地の状況等について、隣接地である中墓 明委員、いかがでしょうか。</p>
<p>中墓委員</p>	<p>はい、一生懸命やっている真面目な方だと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 それでは、これより、議案第3についての審議に入ります。 ご質問のある委員は、挙手願います。 よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。 議案第3号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について」お諮りいたします。 農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 ありがとうございました。</p>

<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第3号、「令和5年度習志野市農用地利用集積計画第1号(案)について」は、計画案のとおり決定することと決しました。</p> <p>事務局は、市長に対して速やかに回答文書を提出して下さい。</p> <p>次にまいります。</p> <p>議案第4-1号、「農地法第4条の規定による許可申請について」と、議案第4-2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案とします。</p> <p>本件は、同一の転用事業でありますので、一括して審議とします。</p> <p>事務局は、議案第4-1号、議案第4-2号の議案説明を一括してお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第4-1号及び、議案第4-2号につきましては、議長の指示により、一括して説明いたします。</p> <p>議案第4-1号、農地法第4条の規定による許可申請について。</p> <p>下記のとおり、農地法第4条第2項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。</p> <p>令和5年3月7日提出。</p> <p>1番、申請地は、実朶三丁目の農地2筆であり、合計面積は10.37平方メートルであります。</p> <p>2番、権利の内容といたしましては、所有権の移転を行わず、土地所有者自らが公衆用道路用地に転用します。</p> <p>なお、整備後は市に対し、帰属として、無償で提供いたします。</p> <p>3番、転用目的は、ただ今申し上げたとおり、公衆用道路としての転用であり、道路拡幅整備に伴うものでございます。</p> <p>4番、申請者住所、氏名は記載のとおりであります。</p> <p>続きまして、総会資料13ページの議案第4-2号議案書をご覧ください。</p> <p>議案第4-2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてであります。</p> <p>下記のとおり、農地法第5条第3項及び同法施行規則第30条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。</p> <p>令和5年3月7日提出。</p> <p>1番、申請地は、習志野市実朶三丁目の農地1筆であり、面積は171平方メートルであります。</p>

事務局	<p>2番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は許可日から35年間であります。</p> <p>3番、転用目的は、専用住宅建築のためであります。</p> <p>4番、申請者の住所及び氏名は、資料の記載のとおりでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、議案の詳細説明をお願いします。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局にて詳細説明 ……</p>
議長	<p>ありがとうございました。休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>それでは、事務局の説明が終わりましたので、農業委員会法第31条第1項及び習志野市農業委員会総会会議規則第19条に規定による議事参与の制限により、14番、渡邊 幸枝委員の退席を求めます。</p> <p>なお、渡邊 幸枝委員が退室される間は暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 事務局にて渡邊委員の退室を案内 ……</p>
議長	<p>それでは、渡邊 幸枝委員が退席されましたので、休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>ご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>本件は、同一事業でありますので、一括して採決いたします。</p> <p>議案第4-1号、農地法第4条の規定による許可申請についてと、議案第4-2号、農地法第5条の規定による許可申請を許可相当とすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成により、議案第4-1号及び、議案第4-2号を許可相当と認め、許可権者である千葉県知事に意見書を附して、進達することに決しました。</p> <p>事務局は、進達に向け準備をお願いします。</p> <p>それでは、審議を終えたので、事務局は渡邊 幸枝委員の入室を案内して下さい。</p>

	<p>なお、渡邊委員が自席に戻られるまで、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 事務局にて渡邊委員の入室を案内 ……</p>
議長	<p>それでは、休憩前に戻り会議を開きます。 渡邊委員に報告いたします。 議案第4-1号及び、議案第4-2号は、許可相当と決しましたので、報告申し上げます。 以上で、本日の審議案件は全て終了といたします。</p>
議長	<p>次に、報告事項に入ります。 報告第1号は、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知についてです。 事前に総会資料を配布してありますので目を通していただいていると思いますが、質問等のある方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明はありますか？</p>
事務局	<p>特段ありません。</p>
議長	<p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第2号ですが、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局にて補足説明 ……</p>
議長	<p>ありがとうございました休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、現地調査に同行した三代川 和彦委員から報告等がありましたらお願いします。</p>
三代川委員	<p>はい、現地はキレイに管理されておりました。 夏場には、夏野菜を作付けして営農されています。 以上です。</p>

議 長	<p>三代川委員、どうもありがとうございました。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいでしょうか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第3号ですが、転用事実確認証明書の交付について事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局にて補足説明 ……</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 休憩前に戻りまして会議を開きます。 それでは、現地調査をされた飯生委員から報告をお願いします。</p>
飯生委員	<p>はい。改めて私が説明することはありませんが、先程の事務局の説明にありましたとおり、皆様もこの道を通って農地以外の土地利用をされていることはご認識あると思います。 以上です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。 続きまして、報告第4号ですが、農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出書についてです。 事務局、何か補足説明はありますか。 なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局にて補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。 よろしいですか。 質問等が無ければ、次にまいります。</p>

議 長	<p>続きまして、報告第5号ですが、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてです。</p> <p>事務局より補足説明を求めます。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>…… 暫時休憩中、事務局にて補足説明 ……</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました休憩前に戻り会議を開きます。</p> <p>委員の皆さん何か質問等ありますでしょうか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>無いようでしたら、以上を持ちまして、令和5年第3回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p>